

福祉用具購入申請の流れについて

- ※ 福祉用具購入には受領委任払い・償還払いに関わらず⑥事前申請が必要です。
- ※ 事前申請のないものは保険給付できませんので、ご注意ください。
- ※ また、利用者が入院中や施設入所中の場合、事後申請(支給申請)手続きは退院退所後に行ってください。

